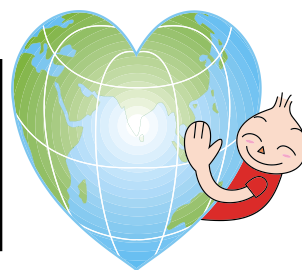


板橋区新エネルギー及び省エネルギー機器等 導入補助金制度について（住宅用）

【目的】

地球温暖化対策の一環として、温室効果ガスの削減効果が高い新エネルギー・省エネルギー機器等を住宅に設置される方に、経費の一部を補助します。

☆今年度の変更点（全機種共通）
必要書類の1つである「建物の登記事項証明書（必要な方のみ）」の提出時期が完了報告時から「申請時」に変わりました。



☆今年度の変更点（窓の断熱化、集合住宅共用部 LED 化）
・「集合住宅共用部 LED 化」の「共用部」に新たに「建物外壁」が加わりました。
・「窓の断熱化」について「単板ガラス（厚さ3mm以上）」の「内窓設置」も対象となりました。

窓の断熱化

集合住宅共用部 LED 化

の申請手続き等の注意点

- 1 工事着手日前までに、補助金交付申請書等を提出できること。
※添付書類として、施工箇所が分かる図面等（平面図等）が必要です。
- 2 既存の状態を示す写真を交付申請時に、施工中・施工完了後の写真を完了報告時に提出できること。
（※各状態を示す写真の提出がない場合、補助金を受けられません）
- 3 既存の窓の断熱改修および既存の照明の LED 化が対象で、新築・増築部分の窓、照明等は対象とはなりません。

※1「集合住宅共用部 LED 化」は LED 照明器具への器具全体の交換又は既存のランプから LED ランプへの交換（配線工事を伴いかつ、安全性を確認できたもの）となります。

※2「集合住宅共用部 LED 化」では非常灯を普通照明に変える等の用途変更するものは対象とはなりません。

※3「窓の断熱化」を行う居室内にある外部との出入りに用いる扉（扉の面積の 1/2 以上がガラスのもので、玄関扉は除く）は断熱改修を行うこと。

☆集合住宅 LED 化について、別途パンフレットをご参照ください。

【要件】

- ① 板橋区内の住宅(戸建・集合、個人・法人等)に、**新しく補助対象機器等を購入し、設置される方**。(賃貸住宅などの場合は、住宅の所有者から設置についての同意書が必要)
- ② 補助金交付申請時点において、**設置工事が完了していないこと**。
(※窓の断熱化および集合住宅共用部LED化は、工事に着手していないこと)
- ③ **平成30年3月20日までに、設置完了報告書等を提出できること**。
- ④ 個人の場合 住民税及び軽自動車税を**滞納していないこと**。
法人の場合 法人にあっては、法人住民税を**滞納していないこと**。

★申請にあたっての注意点★

- ① 1枚の申請書で複数の機器等の申請が出来ます。
- ② 交付申請額は各々の機器等の1,000円未満の端数を切捨てた金額になります。
- ③ 同一年度内での申請は、各機器等1回までとなります。
- ④ 補助金交付申請書は、板橋区役所のホームページからダウンロードできます。
- ⑤ 申請書の作成にあたっては、鉛筆・消せるボールペン・修正液等は不可です。提出書類の印鑑は、すべて同一のものをご使用ください。(スタンプ印不可)
- ⑥ 各機器等について、規格等に基準があります。基準を満たさない機器等には、補助金が交付されません。
- ⑦ 窓口もしくは郵送にて申請を受け付けております。

☆ 交付決定後の注意点 ☆

- ① 申請内容に変更がある場合は、設置工事完了前かつ申請書の設置完了予定日前までに、変更届の提出をお願いいたします(詳しくはお問い合わせください)。
- ② 設置完了後、2ヶ月以内に(遅くとも平成30年3月20日までに)設置完了報告書等の提出をお願いいたします。

◆ 機器等設置に関する注意点 ◆

- ① 太陽光パネルの反射による光害問題、設置場所から生じる日影問題や、落雪事故等の発生の可能性を考慮のうえ、設置場所をご検討ください。
- ② 機器設置については、騒音・振動等で近隣に迷惑がかからないように配慮して、設置を行ってください。
- ③ 集合住宅共用部LED化では、非常灯を普通照明に変える等の用途変更するものは補助対象となりませんのでご注意ください。

【補助の対象となる機器等と補助金額】

補助対象機器等		補助金額
	種類	
新エネルギー機器等	<p>1 住宅用太陽光発電システム(以下の要件を満たすもの)</p> <p>①一般財団法人電気安全環境研究所(JET)又は国際電気標準会議(IEC)のIECEE-PV-FCS 制度に加盟する海外認証機関等による太陽電池モジュール認証を受けたもの等であること。</p> <p>②太陽電池の最大出力合計が 10kW 未満のもの。</p>	出力1kW 当たり 25,000 円 (上限 100,000 円)
	<p>2 住宅用燃料電池システム</p> <p>国が実施する家庭用燃料電池システム導入支援事業における補助対象システムとして一般社団法人燃料電池普及促進協会(FCA)が指定したものであること。</p>	設置に要する経費 (※1)の 5% (上限 50,000 円)
	<p>3 住宅用蓄電池システム(以下の要件を満たすもの)</p> <p>①蓄電池、電力変換装置を備えたシステムとして一体的に構成されていること。</p> <p>②蓄電容量が 1kWh(キロワットアワー)以上の定置用リチウムイオン蓄電池であること。</p> <p>③住宅の商用電力系統に常時接続した状態で使用するものであること。</p>	容量1kWh 当たり 10,000 円 (上限 50,000 円)
	<p>4 HEMS</p> <p>一般社団法人エコーネットコンソーシアムのエコーネットライト規格を標準的なインターフェイスとして搭載し、電力使用量などの「見える化」「制御」等を行うことができるもの。</p>	定額 10,000 円 (但し、補助対象経費が定額を下回る場合は、その金額の 1,000 円単位未満の端数を切捨て、補助金額とする。)
	<p>5 窓の断熱化</p> <p>①厚さ 3mm 以上のガラスの内窓設置</p> <p>②窓又はガラスの交換(ガラス中央部の熱貫流率が 4.00 以下となるもの)</p> <p>①②いずれかで、対象となる1居室全ての窓(玄関扉を除く外部との出入りに用いる扉の面積が 1/2 以上がガラスのものは含む。ただし、天窓、間仕切壁の窓又は面積 0.2 ㎡未満の窓は除く)の断熱改修を行うものであること。</p>	設置に要する経費 (※1)の 25% (上限 100,000 円)
	<p>6 集合住宅(※2)共用部(※3)LED 化</p> <p>集合住宅共用部にある照明器具の LED 化で、既存の設備に比べて省エネルギー効果が高い改修を行うものであること。</p>	設置に要する経費 (※1)の 20% (上限 300,000 円)
省エネルギー機器等		

※1 「設置に要する経費」とは、機器等本体、部材、架台の購入及びこれらの取り付け工事に関する費用であり、機器等の運転に直接必要のない付属品やオプション品などは除きます。

※2 「集合住宅」とは、内部において台所・浴室・トイレ等が物理的に分かれていて、生活実態が完全に独立している複数の住戸を有する、共同住宅、寄宿舎又は長屋を指します。

※3 「共用部」とは、エントランス、廊下、階段、駐輪場、駐車場、建物外壁等(夜間常時点灯しているもの)を指します。

【交付申請の期間】

平成29年4月3日から

平成30年3月9日まで

(土日・祝祭日は除きます)



【完了報告書の提出期限】

平成30年3月20日(火)まで

予算枠を超えた場合、申請期間中でも補助金を受けられないことがあります。
また、先着順の受付となりますので、ご了承ください。

契約を急がせる事業者にはご注意ください！
また、見積りは複数の事業者に依頼することをお勧めします。



【補助金の併用について】

本事業は国および東京都で行っている補助金との併給が可能です。ただし、他の区市町村から補助を受けて設置した機器等は申請することができません。

《国の補助についての問い合わせ先》

・燃料電池システム

一般社団法人燃料電池普及促進協会(FCA) TEL03-5472-1190

・窓の断熱改修

住宅ストック循環支援事業事務局 TEL0570-069-888

《東京都の補助についての問い合わせ先》

東京都地球温暖化防止活動推進センター(クール・ネット東京)

TEL03-5990-5086

★★★ 担当・問合せ ★★★

板橋区 資源環境部 環境戦略担当課 環境政策グループ

(区役所北館7階 12番窓口)

〒173-8501 東京都板橋区板橋二丁目66番1号

電話：03-3579-2596 FAX：03-3579-2589

ホームページアドレス

http://www.city.itabashi.tokyo.jp/c_kurashi/004/004900.html